

源泉所得税個別相談会

専従者・従業員に対して給与の支払いをしている事業主は、源泉所得税を徴収し、翌月10日までに所轄の税務署や最寄りの金融機関に納付しなければなりません。納期の特例の届け出を提出している事業主は、7月10日(金)までに1月～6月分の源泉所得税(中間源泉)を納付する必要があります。納付すべき源泉所得税がない場合でも、納付書は給与支払額を記入し税務署に提出する必要がありますのでご注意ください。  
なお、平成25年1月支払い分の給料から源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、徴収した源泉所得税と併せて納付することとされています。

期間 平成27年6月15日(月)～7月10日(金) (土・日を除く)  
時間 午前9時～11時30分 午後1時～3時30分

~~~~ご持参いただくもの~~~~

- ① 一人別源泉徴収簿 (お持ちでない場合は毎月の給与金額と支給日がわかるもの)
- ② 源泉所得税の納付書
- ③ 平成26年分の一人別源泉徴収簿・納付書の控

| 区分 | 支給月日 | 総支給金額   | 社会保険料等の控除額 | 社会保険料控除後の給与等の金額 | 扶養親族等の数 | 算出税額  | 年末調整による過不足税額 | 徴収税額  |
|----|------|---------|------------|-----------------|---------|-------|--------------|-------|
| 1  | 25   | 150,000 | 0          | 150,000         | 0       | 2,980 | 2,980        | 2,980 |
| 2  | 25   | 150,000 | 0          | 150,000         | 0       | 2,980 | 2,980        | 2,980 |
| 3  | 25   | 150,000 | 0          | 150,000         | 0       | 2,980 | 2,980        | 2,980 |
| 4  | 25   | 150,000 | 0          | 150,000         | 0       | 2,980 | 2,980        | 2,980 |
| 5  | 25   | 150,000 | 0          | 150,000         | 0       | 2,980 | 2,980        | 2,980 |
| 6  | 25   | 150,000 | 0          | 150,000         | 0       | 2,980 | 2,980        | 2,980 |

一人別源泉徴収簿記入例

| 区分 | 納付額    | 納付日 | 納付場所 |
|----|--------|-----|------|
| 1  | 17,880 | 25  | 大森   |
| 2  | 17,880 | 25  | 大森   |
| 3  | 17,880 | 25  | 大森   |
| 4  | 17,880 | 25  | 大森   |
| 5  | 17,880 | 25  | 大森   |
| 6  | 17,880 | 25  | 大森   |

納付書記入例

みんなの広場

住所の変更等がありましたら申告会にも必ずご連絡ください。

住所や事業所を変更した場合、区役所や郵便局には連絡をしていただいても、申告会や税務署に連絡をしない方が多く、会報等が届けられないケースが見受けられます。  
住所や事業所の変更等がありましたら必ず申告会にもご連絡をお願いします。  
住所変更をしたら → → → 申告会へ連絡をいただくだけで住所変更ができます。  
税務署へ「所得税・消費税の納税地の異動(変更)に関する届出書」の提出が必要です。

夏季休暇のお知らせ  
9月16日(水)～18日(金)は大森青色申告会の夏季休暇とさせていただきます。  
会員の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

第4回(一社)大森青色申告会 定時総会のご案内  
先月号に続き重ねてのご案内ですが、弊会の第4回定時総会を下記の要件にて開催いたします。7月1日に会員の皆様全員に往復はがきをお送りいたしますので、出欠の有無を7月20日迄に必ずご返信くださいますよう重ねてお願い申し上げます。  
議事内容等は来月号で詳しく掲載いたします。  
開催日時 平成27年8月31日(月) 午後16時(受付15時30分～)  
開催場所 大田文化の森 5階 多目的室  
懇親会 懇親会費用 3,000円 (懇親会に参加される方) 当日会場でお支払いください。

女性部便り 女性部定時総会  
下記のとおり女性部定時総会を開催いたします。第2部には、大森税務署担当官の税についての講話をしていただきます。  
多数のご参加をお待ちしております。  
【第1部】 第4回定時総会 13:30～14:20  
【第2部】 大森税務署担当者講話 14:30～15:30  
【日時】 7月29日(水)  
【場所】 大田文化の森第3・4集会室 住所:大田区中央2-10-1  
【会費】 500円  
【締切】 7月17日(金)  
【申込方法】 女性部役員又は事務局 (TEL3771-8859) ※植木鉢のおみやげあります。

法人会員制ホテル 「ラフォーレ倶楽部」ご利用案内  
6月号でラフォーレ倶楽部インフォメーションをご案内しましたが、申告会の会員の皆様にご利用できますのでご家族の皆様で是非ご利用ください。  
・ご予約・お問合せ 03-6409-2800 www.laforet.co.jp  
・営業時間 9:00～17:30  
・インターネット予約の場合利用者登録が必要です。  
・法人会員No.20344(法人パスワード20344cc)

一般社団法人 大森青色申告会  
責任者 会長 九頭見義雄  
大田区中央3丁目10-18  
TEL: 03(3771)8859  
FAX: 03(3773)6388  
URL: http://www.oomori-airo.org  
Eメール: airo-o@nifty.com

無料法律相談日 七月二十九日(木)  
無料保険相談日 七月二十三日(木)  
七月十六日(木)  
七月二十日(木)  
七月二十四日(木)  
七月二十八日(木)  
七月三十一日(日)

都税事務所からのお知らせ

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅  
に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)



①耐震化のための建替え

**減免対象**  
昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成27年12月31日までの間に、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

**減免の期間と額**  
新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります)

**減免の期間と額**  
新築した年の翌々年の2月末

②耐震化のための改修

**減免対象**  
昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成27年12月31日までの間に、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したものの

**減免の期間と額**  
改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

**申請期限**  
改修工事が完了した日から3ヶ月以内



減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

◇三井住友トラストVISAゴールドカードのご案内◇

年会費がお得な「三井住友トラストVISAゴールドカード」をご利用してみませんか？通常年会費10,000円(税抜)が、申告会会員様は2,500円(税抜)でご利用できます。詳しくは、先月号の会報と一緒に同封したチラシをご覧ください。



三井住友トラストVISA  
ゴールドカードの巻

税制改正

【所得税関係】

- 1 ジュニアNISAの創設  
未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)が創設されました。
- 2 NISAの改正  
現行のNISAについて、年間の投資上限額(現行100万円)を、平成28年から120万円(累積600万円)に引き上げられました。
- 3 住宅ローン控除等の延長  
住宅ローン控除等の措置について、消費税10%への引上げ時期の変更を踏まえ、適用期限(平成29年12月31日)が1年6ヶ月延長され、平成31年6月30日までとされます。

【資産税関係】

- 1 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長等  
直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、平成27年の非課税枠が拡大されるとともに、消費税率10%への引上げに伴う駆け込み・反動減に対応するための措置が講じられた上で、適用期限が平成31年6月30日まで延長されました。
- 2 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設  
個人(20歳以上50歳未満の者に限る。以下「受贈者」)の結婚・子育て資金の支払いに充てるためにその直系尊属が金銭等を抛出し、金融機関に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は抛出された金銭等の額のうち受贈者1人につき1,000万円(結婚に際して支出される費用に対しては300万円)までの部分については、贈与税が課されないこととされました。
- 3 教育資金の一括贈与の非課税措置の延長  
直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、特例対象となる教育資金の用途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等が加えられた上で、使用期限が平成31年3月31日まで延長されました。

【消費税関係】

消費税率10%への引上げ時期

- ・消費税率10%への引上げ時期について、平成29年4月1日とされました。
- ・消費税率(国・地方)の10%への引上げに係る適用税率の経過措置について、請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日を平成28年10月1日とする等の改正が行われました。

詳しくは税務署へお問い合わせください。

筑波宇宙センターに行ってきました

平成27年5月23日(土)に大森青色申告会会員日帰りバス旅行が開催されました。今回は会員の方とご家族の方29名、事務局職員4名の総勢32名での参加となりました。まずは筑波宇宙センター(JAXA)でロケット発射音の爆音体験と館内のガイドツアーで宇宙とロケットの事についてお勉強、その後昼食は「つくば山水亭」の会席料理に舌鼓。更に筑波ハム工房にて、工房の見学とハムとチーズ試食会、そして楽しいお買い物をすませ、一路大森へと戻りました。お天気にも恵まれた楽しい日帰り旅行となりました。ご参加いただいた皆様ありがとうございました。まだご参加されたことのない方、次回は是非ご参加ください。

